

令和元年第4回定例市議会議案

岸和田市

令和元年第 4 回定例市議会議案

議案番号	件名	備考・頁
報告第 18 号	専決処分の報告について	P. 1
議案第 77 号	岸和田市工場立地法地域準則条例の制定について	P. 21
議案第 78 号	岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	P. 27
議案第 79 号	岸和田市営葬儀条例の一部改正について	P. 31
議案第 80 号	岸和田市環境保全条例の一部改正について	P. 35
議案第 81 号	岸和田市下水道条例の一部改正について	P. 41
議案第 82 号	令和元年度岸和田市一般会計補正予算（第 3 号）	P. 45
議案第 83 号	令和元年度岸和田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	P. 51
議案第 84 号	令和元年度岸和田市病院事業会計補正予算（第 3 号）	P. 57
議案第 85 号	指定管理者の指定について（岸和田市立福祉総合センター）	P. 59
議案第 86 号	財産処分について	P. 61
議案第 87 号	財産の無償譲渡について	P. 63

報告第18号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により本議会に報告する。

令和元年12月4日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

専決処分第16号

岸和田市手数料条例の一部改正について

岸和田市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年9月20日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市手数料条例の一部を改正する条例

岸和田市手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第62号中「第20条の2第13項」を「第20条の2第14項」に、「第38条の4第22項」を「第38条の4第23項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決処分第17号

岸和田市農業構造改善事業に係る多目的研修集会施設の
設置及び管理に関する条例及び岸和田市立運動広場等の
設置及び管理に関する条例の一部改正について

岸和田市農業構造改善事業に係る多目的研修集会施設の設置及び管
理に関する条例及び岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条
例を次のとおり改正するものとする。

令和元年10月8日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市農業構造改善事業に係る多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例及び岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(岸和田市農業構造改善事業に係る多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 岸和田市農業構造改善事業に係る多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例(昭和56年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第5号及び同条第3項中「体育の日」を「スポーツの日」に改める。

(岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例(昭和41年条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表岸和田市立久米田公園運動広場の項、岸和田市立葛城運動広場の項、岸和田市立八木運動広場の項及び岸和田市立葛城テニスコートの項中「体育の日」を「スポーツの日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

専決処分第18号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和元年10月15日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額	備 考
除草作業中における 自動車破損事故	163,347円 (車両修繕費)	相手方住所氏名 ※一般公開用の議案書においては、 個人情報に関する内容は原則として 非公開としています。

専決処分第19号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例第4号の規定により専決処分する。

令和元年10月15日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額	備 考
公務中の自動車 接 触 事 故	177,202円 (車両修繕費等)	相手方住所氏名 ※一般公開用の議案書においては、 個人情報に関する内容は原則として 非公開としています。

専決処分第20号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和元年10月17日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額	備 考
管理樹木接触による 自動車破損事故	298,620円 (車両修繕費)	相手方住所氏名 ※一般公開用の議案書においては、 個人情報に関する内容は原則として 非公開としています。

専決処分第21号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和元年10月17日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額	備 考
道路標識倒壊による 自動車破損事故	250,565円 (車両修繕費等)	相手方住所及び名称 ※一般公開用の議案書においては、 個人情報に関する内容は原則として 非公開としています。

専決処分第22号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和元年11月12日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額	備 考
コンテナボックス飛散による自動車破損事故	1,382,400円 (車両修繕費等)	相手方住所氏名 ※一般公開用の議案書においては、個人情報に関する内容は原則として非公開としています。

議案第77号

岸和田市工場立地法地域準則条例の制定について

岸和田市工場立地法地域準則条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年12月4日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市工場立地法地域準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(区域及び区域の範囲並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
甲区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域	100分の15以上	100分の20以上
乙区域	都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域	100分の10以上	100分の15以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

第4条 緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）の算定において、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。）第3条に規定する建築物屋上等緑化施設及び省令第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合まで緑地の面積に算入することができるものとする。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が甲区域、乙区域又はこれらの区域以外の区域のうち、2以上の区域にわたる場合における第3条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、甲区域又は乙区域の敷地割合が最も高い場合には当該敷地割合が最も高い区域に係る同条の表の規定を当該敷地の全部に適用し、甲区域及び乙区域以外の区域の敷地割合が最も

高い場合には同表の規定を当該敷地の全部に適用しない。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場（以下「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める表に規定する式によって行うものとする。

(1) 既存工場等が工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）別表第1の上欄に掲げる一の業種に属する場合 附則別表第1

(2) 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合 附則別表第2

附則別表第1

既存工場等が存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
甲区域	$G \geq (P/\gamma)(0.15 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.15 - (G_0/S)) > 0.15$ $S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma)(0.2 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.2 - (E_0/S)) > 0.2$ $S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
乙区域	$G \geq (P/\gamma)(0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.1 - (G_0/S)) > 0.1$ $S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma)(0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.15 - (E_0/S)) > 0.15$ $S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考 この表において、次の各号に掲げる記号の意義は、当該各号に定めるところによる。附則別表第2において同じ。

- (1) G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- (2) P 当該変更に係る生産施設的面積
- (3) γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- (4) G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- (5) S 当該既存工場等の敷地面積
- (6) G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計
- (7) E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積
- (8) E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積
- (9) E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設的面積の合計

附則別表第2

既存工場等が存する区域	当該生産施設的面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設的面積の変更に伴い設置する環境施設的面積
甲区域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (G_0 / S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (G_0 / S)) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.2 - (E_0 / S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.2 - (E_0 / S)) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
乙区域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (G_0 / S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (G_0 / S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0 / S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0 / S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考 この表において、次の各号に掲げる記号の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) n 当該既存工場等が属する業種の個数
- (2) P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設的面積
- (3) γ_j j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

議案第78号

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び
特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関
する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年12月4日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表3の項中「、就労自立給付金の支給」を削り、同表7の項中「生活保護関係情報」を「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」に改め、同表12の項中「、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「又は地方税関係情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第79号

岸和田市営葬儀条例の一部改正について

岸和田市営葬儀条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年12月4日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市営葬儀条例の一部を改正する条例

岸和田市営葬儀条例（平成13年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第5号中「死亡者が」を「葬儀を執行しようとする者及び死亡者がいずれも」に、「5割を加算して」を「3倍の額を」に、「その使用料を加算しないことができる」を「この限りでない」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条第2項第5号の規定は、この条例の施行の日以後に申込みを受理した葬儀に係る使用料について適用し、同日前に申込みを受理した葬儀に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第80号

岸和田市環境保全条例の一部改正について

岸和田市環境保全条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年12月4日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市環境保全条例の一部を改正する条例

岸和田市環境保全条例（平成15年条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15条」を「第15条の3」に、

「第4節 自動車公害の防止（第46条—第48条）

第5節 放送電波受信障害の防止（第49条—第55条）」

を

「第4節及び第5節 削除」に改める。

第15条を次のように改める。

（生物の多様性の保全に係る取組）

第15条 市及び市民等は、生物の多様性の保全のため、地域の野生生物や生態系への理解を深めるとともに、多様な野生生物の生息又は生育が可能な環境の保全等に努めなければならない。

第15条の次に次の2条を加える。

（地球環境の保全の推進）

第15条の2 市は、地域における環境の保全等を通じて、市民等と協働して地球環境の保全に関する施策を推進するものとする。

（表彰）

第15条の3 市長は、環境の保全等に多大な貢献をしたと認められる者に対し、その功績を表彰することができる。

第3章第4節及び第5節を次のように改める。

第4節及び第5節 削除

第46条から第55条まで 削除

第56条から第58条までを次のように改める。

第56条から第58条まで 削除

第60条中「前2条」を「前条」に改める。

第77条第4項に次の2号を加える。

(5) 国等が行う行為

(6) 法令又は他の条例（大阪府が定める条例を含む。）の規定による許可、認可その他の処分又は届出による行為であってこの条例と同等以上の効果が得られるものとして規則で定める行為

第83条を次のように改める。

第83条 削除

別表第1第1項及び第2項を次のように改める。

1 物品の製造又は加工を行い、1日の通常排水量が30立方メートル以上又は1日の通常燃料使用量（重油換算量）0.2キロリットル以上の事業所

2 次の各号に掲げる業を営む事業所又は当該事業所

(1) ガソリンスタンド

(2) 車両（二輪自動車を除く。）又は建設用機械の整備、修理及び解体を行うもの

(3) 粉粒塊たい積場（300平方メートル以上500平方メートル未満のものに限る。）

別表第2中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第3その2及びその3を削る。

別表第3その1第2項第1号アの表中

20	50	200	20	20	50	200
以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
50	200	1,000	1,000	50	200	1,000
未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満

を

30	50	200	30	30	50	200
以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
50	200	1,000	1,000	50	200	1,000
未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満

に改め、同表備考第6項中

「20立方メートル」を「30立方メートル」に改め、同備考第8項の表中「20m³」を「30m³」に改める。

別表第3その1第2項第1号イの表中

20	200	5,000	20	200	5,000	20	200	5,000
以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
200	5,000		200	5,000		200	5,000	
未満	未満		未満	未満		未満	未満	

を

30	200	5,000	30	200	5,000	30	200	5,000
以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
200	5,000		200	5,000		200	5,000	
未満	未満		未満	未満		未満	未満	

に改める。

別表第3その1第2項第2号の表中

20	1,000	5,000	20	1,000	5,000
以上	以上	以上	以上	以上	以上
1,000	5,000		1,000	5,000	
未満	未満		未満	未満	

を

30	1,000	5,000	30	1,000	5,000
以上	以上	以上	以上	以上	以上
1,000	5,000		1,000	5,000	
未満	未満		未満	未満	

に改める。

別表第3その1第2項第3号の表亜鉛含有量の項中「5」を「2」に改める。

別表第3その1を同別表その2とし、同別表にその1として次のように加える。

その1 大気に係る規制基準

一般粉じんに係る規制基準

施設の種類	規制基準
粉粒塊たい積場（300平方メートル以上500平方メートル未満のものに限る。）	(1) 散水設備によって散水が行われていること。
	(2) 防じんカバーでおおわれていること。
	(3) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。
	(4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

別表第4備考第1項を次のように改める。

- 騒音の計量単位「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。

別表第4備考第3項を同備考第8項とし、同備考第2項中「準工業地域及び」を「準工業地域（都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。）及び都市計画法第8条第1項第1号に規定する」に改め、「並びに工業地域」の次に「（都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同備考第7項とし、同備考第1項の次に次の5項を加える。

- 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用い

る。

3 騒音の測定方法は、日本産業規格 Z 8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

4 振動の計量単位「デシベル」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

5 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。

6 振動の測定方法は、日本産業規格 Z 8735に定める振動レベル測定方法によるものとし、振動の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

別表第5及び別表第6を次のように改める。

別表第5及び別表第6 削除

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の岸和田市環境保全条例別表第3その2第2項第3号の規定は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

議案第81号

岸和田市下水道条例の一部改正について

岸和田市下水道条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年12月4日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市下水道条例の一部を改正する条例

岸和田市下水道条例（昭和43年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第3項第4号中「責任技術者」を「下水道排水設備工事責任技術者（排水設備等の新設等の工事に必要な知識及び技能に関する試験及び講習を適切に行うことができるものとして管理者が別に定めるものが登録し、かつ、当該登録を証する書面を交付した者をいう。以下「責任技術者」という。）」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 前号に規定する登録を証する書面の写し

第6条の3第1項第2号中「第6条の8第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者」を「責任技術者」に改める。

第6条の8の見出しを「(責任技術者の専属等)」に改め、同条第1項中「、次条第1項に規定する排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の登録を受けている者のうちから」を削る。

第6条の9から第6条の14までを削り、第6条の15を第6条の9とする。

第19条第1項第3号を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第82号

令和元年度岸和田市一般会計補正予算（第3号）

令和元年度岸和田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,296千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,512,042千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和元年12月4日提出

岸和田市長 永野耕平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		17,457,562	11,170	17,468,732
	01 国庫負担金	15,722,729	10,500	15,733,229
	02 国庫補助金	1,687,307	142	1,687,449
	03 委託金	47,526	528	48,054
16 府支出金		6,038,959	15,746	6,054,705
	01 府負担金	4,241,237	5,250	4,246,487
	02 府補助金	1,316,664	10,496	1,327,160
18 寄附金		602,620	1,600	604,220
	01 寄附金	602,620	1,600	604,220
19 繰入金		474,474	9,539	484,013
	01 基金繰入金	367,196	9,539	376,735
21 諸収入		1,187,431	9,241	1,196,672
	04 雑入	839,538	9,241	848,779
歳入合計		77,464,746	47,296	77,512,042

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
02 総務費		7,358,556	15,266	7,373,822
	01 総務管理費	5,956,111	6,025	5,962,136
	03 戸籍住民基本台帳費	357,408	9,241	366,649
03 民生費		38,612,813	21,956	38,634,769
	01 社会福祉費	12,028,509	528	12,029,037
	02 児童福祉費	13,130,008	21,428	13,151,436
04 衛生費		7,033,644	8,474	7,042,118
	01 保健衛生費	1,593,872	8,474	1,602,346
10 教育費		6,823,173	1,600	6,824,773
	01 教育総務費	660,888	1,100	661,988
	06 社会教育費	743,078	500	743,578
歳 出 合 計		77,464,746	47,296	77,512,042

第2表 債務負担行為補正

(追加分)

事 項	期 間	限 度 額
東京2020オリンピック聖火リレー運営業務 委託 (スポーツ推進事業)	令和元年度から 令和2年度まで	千円 12,000

議案第83号

令和元年度岸和田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度岸和田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,995千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,148,803千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和元年12月4日提出

岸和田市長 永野耕平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
04 国庫支出金		1	4,995	4,996
	01 国庫補助金	1	4,995	4,996
歳入合計		23,143,808	4,995	23,148,803

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
01 総務費		354,961	4,995	359,956
	01 総務管理費	220,373	4,995	225,368
歳	出	合	計	
		23,143,808	4,995	23,148,803

第2表 債務負担行為補正

(追加分)

事 項	期 間	限 度 額
本算定一本化・簡易申告書出力対応システム改修業務委託 (国民健康保険事務事業)	令和元年度から 令和2年度まで	千円 7,788

議案第84号

令和元年度岸和田市病院事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和元年度岸和田市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度岸和田市病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(合 計)
		収	入	
第1款	資本的収入	811,260千円	1,657千円	812,917千円
第6項	寄附金	60千円	1,657千円	1,717千円
		支	出	
第1款	資本的支出	1,986,136千円	1,657千円	1,987,793千円
第1項	建設改良費	548,550千円	1,657千円	550,207千円

令和元年12月4日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

議案第85号

指定管理者の指定について

次のとおり岸和田市立福祉総合センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月4日提出

岸和田市長 永野耕平

記

- | | | |
|---|--------|--------------------------------------|
| 1 | 施設の名称 | 岸和田市立福祉総合センター |
| 1 | 指定の相手方 | 岸和田市野田町一丁目5番5号
社会福祉法人 岸和田市社会福祉協議会 |
| 1 | 指定の期間 | 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで |

議案第86号

財産処分について

本市は、次のとおり財産を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月4日提出

岸和田市長 永野耕平

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 処分する財産 | 建物、附帯設備一式
(一棟の建物の表示)
所 在 岸和田市別所町三丁目480番地6
(専有部分の建物の表示)
構 造 鉄筋コンクリート造3階建
延床面積 921.93㎡ |
| 1 | 処分予定価格 | 金39,713,594円 |
| 1 | 契約の相手方 | 岸和田市別所町三丁目13番26号
岸和田商工会議所
会頭 中井秀樹 |

議案第87号

財産の無償譲渡について

本市は、次のとおり財産を無償で譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月4日提出

岸和田市長 永野耕平

記

- 1 譲渡する財産 建物、附帯設備一式
(建物の表示)
所 在 岸和田市加守町四丁目6番地5
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
延床面積 651.11㎡
(附属建物の表示)
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
延床面積 10.02㎡
- 1 譲渡の相手方 岸和田市加守町四丁目27番1号
医療法人 徳洲会 岸和田徳洲会病院
理事長 鈴木隆夫
- 1 譲渡の理由 旧岸和田市立女性センター敷地の売却に際し、
相手方からの申出により、当該敷地上の用途廃
止された建物を無償で譲渡するもの
- 1 譲渡の時期 土地売買代金支払完了時

各 会 計 事 項 別 明 細 書

一 般 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	17,457,562	11,170	17,468,732
16 府支出金	6,038,959	15,746	6,054,705
18 寄附金	602,620	1,600	604,220
19 繰入金	474,474	9,539	484,013
21 諸収入	1,187,431	9,241	1,196,672
歳入合計	77,464,746	47,296	77,512,042

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
02 総務費	7,358,556	15,266	7,373,822
03 民生費	38,612,813	21,956	38,634,769
04 衛生費	7,033,644	8,474	7,042,118
10 教育費	6,823,173	1,600	6,824,773
歳出合計	77,464,746	47,296	77,512,042

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	4,000	0	9,241	2,025
11,170	5,392	0	0	5,394
0	6,354	0	0	2,120
0	0	0	1,600	0
11,170	15,746	0	10,841	9,539

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 01 国庫負担金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	17,457,562	11,170	17,468,732
01 国庫負担金	15,722,729	10,500	15,733,229
01 民生費国庫負担金	15,453,516	10,500	15,464,016
02 国庫補助金	1,687,307	142	1,687,449
02 民生費国庫補助金	486,774	142	486,916
03 委託金	47,526	528	48,054
02 民生費委託金	46,058	528	46,586

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
02 児童福祉費負担金	10,500	障害児通所支援事業費負担金	10,500 (子育て支援課)
02 児童福祉費補助金	142	放課後児童健全育成事業費補助金	142 (子育て支援課)
01 社会福祉費委託金	528	国民年金費委託金	528 (市民課)

(款) 16 府支出金 (項) 01 府負担金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
16 府支出金	6,038,959	15,746	6,054,705
01 府負担金	4,241,237	5,250	4,246,487
01 民生費府負担金	4,115,445	5,250	4,120,695
02 府補助金	1,316,664	10,496	1,327,160
01 総務費府補助金	4,427	4,000	8,427
02 民生費府補助金	854,983	142	855,125
03 衛生費府補助金	16,973	6,354	23,327

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
02 児童福祉費負担金	5,250	障害児通所支援事業費負担金	5,250 (子育て支援課)
01 総務管理費補助金	4,000	地域情報化事業費補助金	4,000 (IT推進課)
02 児童福祉費補助金	142	放課後児童健全育成事業費補助金	142 (子育て支援課)
01 保健衛生費補助金	6,354	予防接種事故救済等対策費補助金	6,354 (健康推進課)

(款) 18 寄附金 (項) 01 寄附金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
18 寄附金	602,620	1,600	604,220
01 寄附金	602,620	1,600	604,220
03 指定寄附金	2,520	1,600	4,120

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 指定寄附金	1,600	教育総務費々途指定寄附金 社会教育費々途指定寄附金	1,100 (教育総務部総務課) 500 (図書館)

(款) 19 繰入金 (項) 01 基金繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金	474,474	9,539	484,013
01 基金繰入金	367,196	9,539	376,735
12 財政調整基金繰入金	65,412	9,539	74,951

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 財政調整基金繰入金	9,539	財政調整基金繰入金	9,539 (財政課)

(款) 21 諸収入 (項) 04 雑入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
21 諸収入	1,187,431	9,241	1,196,672
04 雑入	839,538	9,241	848,779
03 雑入	838,802	9,241	848,043

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
03 雑入	9,241	収入印紙売払収入 9,241 (市民課)

3 歳 出

(款) 02 総務費 (項) 01 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 総務費	7,358,556	15,266	7,373,822	4,000	0	9,241	2,025
01 総務管理費	5,956,111	6,025	5,962,136	4,000	0	0	2,025
02 情報化推進費	321,191	6,025	327,216	4,000	0	0	2,025
03 戸籍住民基本台帳費	357,408	9,241	366,649	0	0	9,241	0
01 戸籍住民基本台帳費	357,408	9,241	366,649	0	0	9,241	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
12 役務費	25	003000		12 役務費	25
		地域情報化事業	6,025	通信運搬費	25
13 委託料	6,000	(I T推進課)		13 委託料	6,000
				その他の委託料	6,000
11 需用費	9,241	105800		11 需用費	9,241
		旅券交付事業	9,241	消耗品費	9,241
		(市民課)			

(款) 03 民生費 (項) 01 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 民生費	38,612,813	21,956	38,634,769	16,562	0	0	5,394
01 社会福祉費	12,028,509	528	12,029,037	528	0	0	0
11 国民年金費	36,916	528	37,444	528	0	0	0
02 児童福祉費	13,130,008	21,428	13,151,436	16,034	0	0	5,394
02 子ども・子育て支援費	8,896,482	428	8,896,910	284	0	0	144
07 障害児通所支援費	1,009,892	21,000	1,030,892	15,750	0	0	5,250

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
13 委託料	528	021200 国民年金事務事業 (市民課)	528	13 委託料	528
				システム管理・開発委託料	528
11 需用費	191	024800 放課後児童健全育成事 業	428	11 需用費	191
18 備品購入費	237	(子育て支援課)		消耗品費	191
				18 備品購入費	237
				庁用器具費	237
20 扶助費	21,000	077300 障害児通所支援事業 (子育て支援課)	21,000	20 扶助費	21,000
				扶助費	21,000

(款) 04 衛生費 (項) 01 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
04 衛生費	7,033,644	8,474	7,042,118	6,354	0	0	2,120
01 保健衛生費	1,593,872	8,474	1,602,346	6,354	0	0	2,120
02 予防費	491,618	8,474	500,092	6,354	0	0	2,120

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
20 扶助費	8,474	027900 予防接種事業 (健康推進課)	20 扶助費 8,474 扶助費 8,474

(款) 10 教育費 (項) 01 教育総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
10 教育費	6,823,173	1,600	6,824,773	0	0	1,600	0
01 教育総務費	660,888	1,100	661,988	0	0	1,100	0
02 事務局費	425,597	1,000	426,597	0	0	1,000	0
04 教育基金費	549	100	649	0	0	100	0
06 社会教育費	743,078	500	743,578	0	0	500	0
08 図書館費	262,801	500	263,301	0	0	500	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
19 負担金、補助 及び交付金	1,000	078200 岸和田市奨学会支援事 業 (教育総務部総務課)	1,000	19 負担金、補助及び交付金 補助金	1,000 1,000
25 積立金	100	051800 教育基金積立事業 (教育総務部総務課)	100	25 積立金 積立金	100 100
18 備品購入費	500	062600 図書館運営事業 (図書館)	500	18 備品購入費 図書購入費	500 500

国民健康保険事業特別会計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
04 国庫支出金	1	4,995	4,996
歳入合計	23,143,808	4,995	23,148,803

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
01 総務費	354,961	4,995	359,956
歳出合計	23,143,808	4,995	23,148,803

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
4,995	0	0	0	0
4,995	0	0	0	0

2 歳 入

(款) 04 国庫支出金 (項) 01 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
04 国庫支出金	1	4,995	4,996
01 国庫補助金	1	4,995	4,996
02 システム開発費等補助金	0	4,995	4,995

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
01 制度関係業務事業費補助金	4,995	国民健康保険制度関係業務事業費補助金	4,995 (健康保険課)

3 歳 出

(款) 01 総務費 (項) 01 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
01 総務費	354,961	4,995	359,956	4,995	0	0	0
01 総務管理費	220,373	4,995	225,368	4,995	0	0	0
01 一般管理費	217,091	4,995	222,086	4,995	0	0	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
13 委託料	4,995	600200 国民健康保険システム 運用事業 (健康保険課)	4,995	13 委託料 システム管理・開発委託料	4,995 4,995

病 院 事 業 会 計

令和元年度 病院事業会計補正予算実施計画

資本の収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合計	備考
1 資本の収入			千円 811,260	千円 1,657	千円 812,917	
	6 寄附金		60	1,657	1,717	
		1 寄附金		60	1,657	1,717

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合計	備考
1 資本の支出			千円 1,986,136	千円 1,657	千円 1,987,793	
	1 建設改良費		548,550	1,657	550,207	
		2 資産購入費		300,160	1,657	301,817

資本的収入

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 資本的収入	811,260	1,657	812,917
項	6 寄 附 金	60	1,657	1,717

目	既決予定額	補正予定額	合 計	節 の 区 分
1 寄 附 金	60	1,657	1,717	1 寄 附 金
計	60	1,657	1,717	

(単位：千円)

節の金額	説 明	備 考
1,657	寄 附 金 1,657	

資本的支出

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 資本的支出	1,986,136	1,657	1,987,793
項	1 建設改良費	548,550	1,657	550,207

目	既決予定額	補正予定額	合 計	節 の 区 分
2 資産購入費	300,160	1,657	301,817	1 医療機器等購入費
計	548,550	1,657	550,207	

(単位：千円)

節の金額	説 明	備 考
1,657	医療機器等購入費	1,657

- 1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

(追加分)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源						一 般 財 源		
		期	金 額	期	金 額	特 定 財 源			内 訳					
						千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
東京2020オリンピック 聖火リレー運営業務委託 (スポーツ推進事業)	千円 12,000		千円	令和元年度	千円 0	国庫支出金	千円	府支出金	千円	地方債	千円	その他	千円	千円 0
				令和2年度	12,000									12,000

(追加分)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源						一 般 財 源		
		期	金 額	期	金 額	特 定 財 源			内 訳					
						千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
本算定一本化・簡易申告書出 力対応システム改修業務委託 (国民健康保険事業)	千円 7,788		千円	令和元年度	千円 0	国庫支出金	千円	府支出金	千円	地方債	千円	その他	千円	千円 0
				令和2年度	7,788			7,788						0